

法人市民税の税率

埼玉県坂戸市課税課

1 均等割の税率

法 人 等 の 区 分		市 内 従業者数	税 率 (年額)
資本金等の額 〔 資本金等の額 又は連結個別 資本金等の額 〕	50 億円を超える法人	50 人超	3,000,000 円
	10 億円を超え 50 億円以下の法人	50 人超	1,750,000 円
	10 億円を超える法人	50 人以下	410,000 円
	1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人超	400,000 円
		50 人以下	160,000 円
	1 千万円を超え 1 億円以下の法人	50 人超	150,000 円
		50 人以下	130,000 円
	1 千万円以下である法人	50 人超	120,000 円
		50 人以下	50,000 円
資本金等の額を有しない法人		—	50,000 円

- (1) 均等割の税率適用区分に用いる従業者数欄には、全ての法人が必ず記入してください。
- (2) 保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額が資本金等の額になります。
- (3) 予定申告（仮決算に基づく中間申告を除く。）については、前期末現在の資本金等の額により税率が適用されます。
- (4) 本市に事務所等を設置していた期間が 1 年に満たない場合は、均等割額は、月割（1 月を超えた場合の端数は切り捨て、1 月に満たない場合は 1 月とする。）になります。
- (5) 平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度については、資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は、資本金等の額は、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額になります。

2 法人税割の税率

法人等の区分	令和元年9月30日以前に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
○ 次のいずれかに該当する法人等 1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える場合 2 法人税割の課税標準となる法人税額（分割前）が400万円を超える場合（資本又は出資を有しない法人を含む。）	12.1%	8.4%
○ 上記以外の法人等 （資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額（分割前）が400万円以下の場合）	9.7%	6.0%

- (1) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかは、事業年度末日現在で判定し、中間申告は、事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在で判定します。
- (2) 中間申告又は事業年度が1年に満たない法人等は、上記「400万円」とあるのを「400万円×課税標準の算定期間の月数（1月に満たない端数は、切り上げる。）÷12」と読み替えてください。
- (3) 法人税割の課税標準となる法人税額は、該当市区町村ごとに分割する前の法人税額が基準となります。

3 その他

- (1) 所在地、名称、事業年度等を変更した場合は、必ず変更届を提出してください。
- (2) 不明な点は、坂戸市役所総務部課税課（電話 049-283-1331）までお問合せください。